

連続セミナー「脱炭素地域づくりを進める中間支援の仕組みと体制」
第1回：欧州から学ぶ脱炭素地域づくりを進める中間支援

国内の脱炭素地域づくりの支援体制と課題

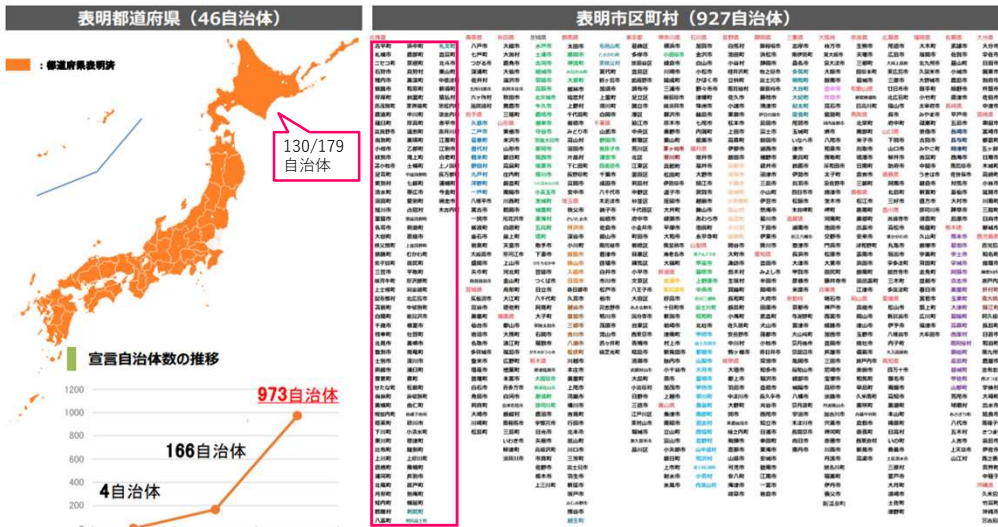
2023年9月25日

EPO北海道（公益財団法人北海道環境財団）久保田 学

2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体 2023年6月30日時点



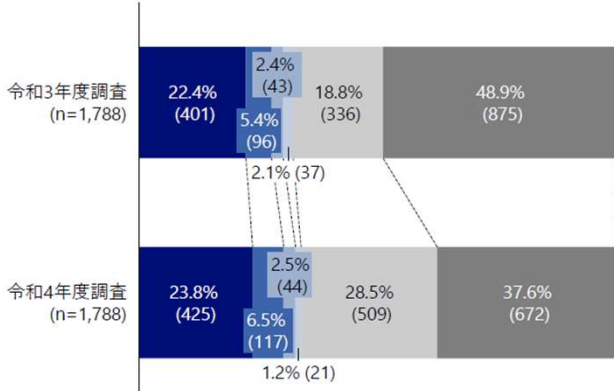
■ 東京都・京都市・横浜市を始めとする**973自治体**（46都道府県、552市、22特別区、305町、48村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。



出典：環境省サイト

区域全体の削減計画の策定状況

2022年12月1日現在の区域施策編の策定・改定状況

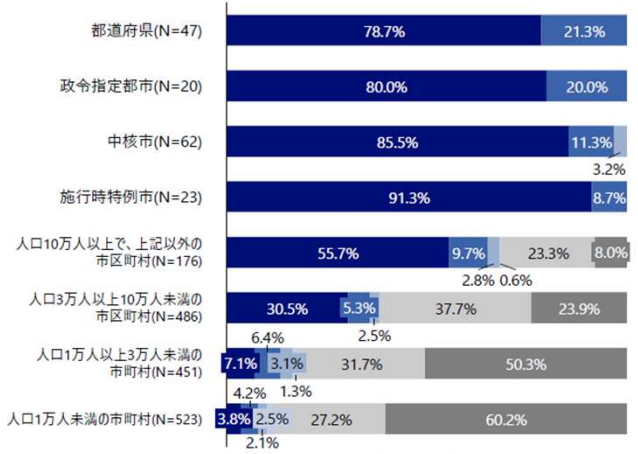


*令和3年度調査においては、2021年10月1日時点の回答

- 現在、計画期間中であり、2022年12月1日以降に改定する予定がある
- 既に計画期間を超過しているが、2022年12月1日以降に改定する予定はない
- 現在、計画期間中であり、2022年12月1日以降に改定する予定はない
- 過去に一度も策定したことがないが、2022年12月1日以降に策定する予定がある
- 過去に一度も策定したことがなく、2022年12月1日以降も策定する予定はない

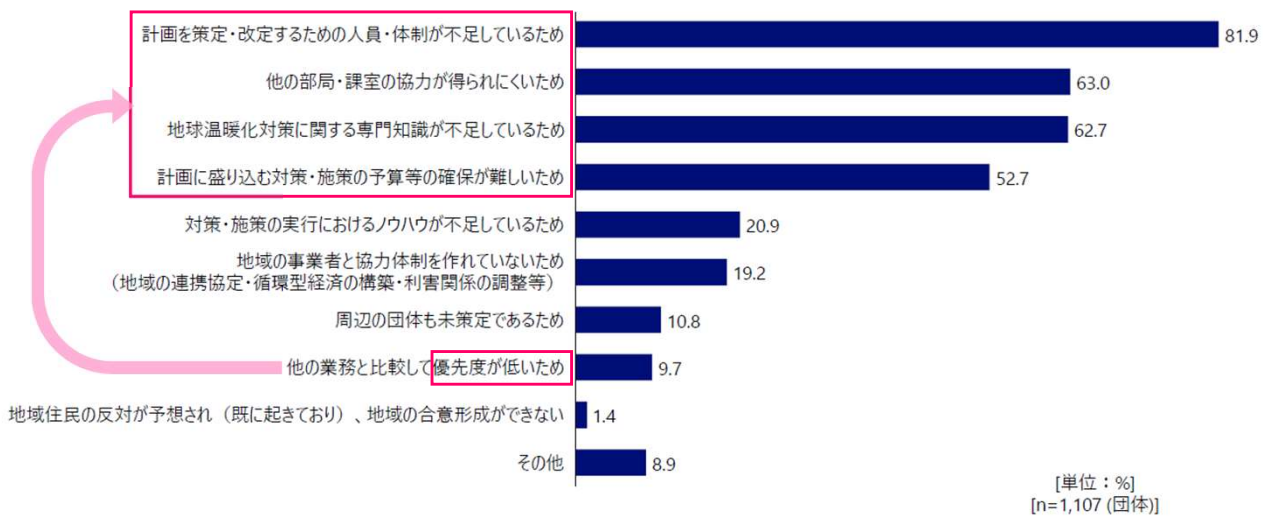
出典：令和4年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査調査結果報告書 概要版（2023年3月）

2022年12月1日現在の区域施策編の策定・改定状況【団体区別別】



3

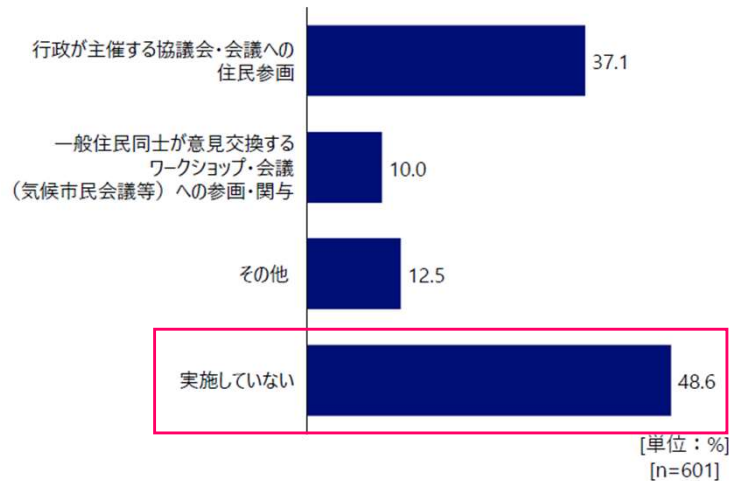
区域施策編が未策定または計画期間を過ぎていても未改定の理由



出典：令和4年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査調査結果報告書 概要版（2023年3月）に加筆

4

(参考) 地域住民の参画と協力を得るための取組



出典：令和4年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査調査結果報告書 概要版（2023年3月）に加筆

5

誰が基礎自治体を支援するのか？

温対法 第十九条

3 国は、都道府県及び市町村が前項に規定する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二十二條の十二 国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

地球温暖化対策計画（2021年10月）

第3章 第1節 2 「地方公共団体」の役割 （3）特に都道府県に期待される事項

都道府県においては、管下の市町村における取組の優良事例の情報収集と他の市町村への普及促進に取り組むよう努める。

また、地方公共団体実行計画の策定・改定や同計画に基づく取組が困難な市町村に対し、技術的な助言や人材育成の支援等の措置を積極的に講ずるよう努める。

さらに、市町村が地域脱炭素化促進事業を円滑に進められるよう、促進区域設定に係る環境配慮の基準をできるだけ定めるとともに、その他の援助を行うよう努める。

6

国の支援体制（実行計画策定支援）

更新情報
過去分はこちら

- 2023年8月4日
「地域循環共生圏セミナー2023」、「はじめよう！地域再エネセミナー」についてお知らせします。
- 2023年7月31日
「地方公共団体脱炭素取組状況マップ」を更新しました。
- 2023年7月14日
地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）のHTML版を公開しました。
地方公共団体実行計画（区域施策編）策

区域施策編

マニュアル

- 区域施策編マニュアル（本編）191 p
- 区域施策編マニュアル（算定手法編）357 p
- 区域施策編マニュアル（事例集）262 p
- 区域施策編マニュアル（簡易版）66 p
- 地域気候変動適応計画策定マニュアル 2部計146 p

ツール

- 部門別CO2排出量の現況推計
- 運輸部門（自動車）CO2排出量推計データ
- 自治体排出量カルテ
- 「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール
- 地域経済循環分析
- 動画コンテンツ
- 脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料
- 電気事業者毎の排出係数一覧

区域施策編 <地域脱炭素化促進事業編>

マニュアル

- 区域施策編マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）
- 地域脱炭素のための促進区域設定書に向けたハンドブック

ツール

- 再生可能エネルギー情報提供システム〔REPOS（リーボス）〕
- 環境アセスメントデータベース〔EADAS（イーダス）〕
- 動画コンテンツ

出典：環境省サイトより抜粋・加筆

7

国の支援体制（脱炭素地域づくり）

脱炭素地域づくり支援サイト

脱炭素地域づくりに取り組む方へ

- 脱炭素先行地域
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金
- 支援メニュー等

地域が主役！
みんなで取り組む
環境まちづくり

出典：環境省サイト 8

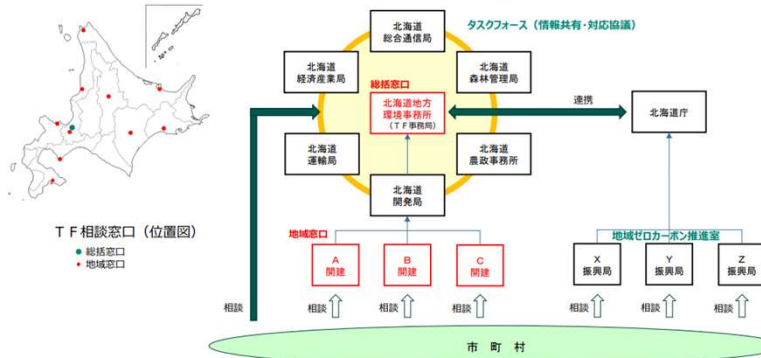
国の支援体制（北海道地方環境事務所地域脱炭素創生室）

相談窓口の設置（ゼロ北テラス）



- 北海道における脱炭素の取組を後押しすべく、「ゼロカーボン北海道」地方タスクフォースに市町村からの相談に対応する窓口を設置する。
- 北海道地方環境事務所が総合調整を担い、国のタスクフォース構成機関の総てに相談窓口を設置する。加えて北海道開発局の10開発建設部に「地域窓口」を設置する。日常業務での活用や相談しやすい地域などの観点から、タスクフォース構成機関の優先事務所等の総てにおいても連携しながら対応。いずれの相談ルートであっても、受け付けた相談内容については、タスクフォース内で情報共有し、対応を検討した後、相談者に回答する。

タスクフォースの相談ルート（イメージ）



関連サイト

- ▶ 「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取組
- ▶ ゼロ北テラス
- ▶ ゼロ北ハンドブック
- ▶ ゼロ北メーリス
- ▶ 地域脱炭素マッチング会



ゼロ北ハンドブック

北海道内
地域脱炭素関連補助施策集

市町村編

令和5年度
（第1版）

令和5年2月



ゼロ北ハンドブック

北海道内
地域脱炭素関連補助施策集

民間事業者編

令和5年度
（第1版）

令和5年2月

出典：北海道地方環境事務所サイト

9

都道府県レベルの支援体制の例

秋田県

- 県の推進計画見直し（2022年3月）を機に、県内市町村向け計画策定マニュアル、ひな形、算定ツールを作成し、提供
- 市町村担当者向けスキルアップ研修会
- ☞ 気候ネットワーク： 2023年8月3日（木）小・中規模自治体でもゼロカーボン行動計画！連続ウェビナー第3回「秋田県・湯沢市」 <https://www.kiconet.org/event/2023-08-03>

北海道

- 自治体の取組段階に応じた支援策を検討し、方向性としてとりまとめた（実装は未了）
- ☞ 気候ネットワーク： 2022年8月24日（水）脱炭素地域づくり連続ウェビナー～気候変動政策を市民目線で視る～【第2回】「地域支援施策の現状と展望」で報告済み https://www.kiconet.org/wp/wp-content/uploads/2022/08/20220824_Kubota.pdf

10

環境省検討会における中間支援組織への言及

地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会とりまとめ（2023年8月）
<https://www.env.go.jp/content/000156415.pdf>

4. 地域脱炭素・地域共生型再エネの促進に向けた対応の方向性

(3) 中長期的な検討課題

② 地域脱炭素施策の実行のための中間支援体制の構築

<課題>

・地域脱炭素化促進事業制度を含めた脱炭素施策の実施を促すことのできる人材育成、中間支援体制の構築が、都道府県・環境省地方環境事務所・地球温暖化防止活動推進センター等で必要ではないか。

<対応の方向性>

・実効的な計画策定の促進や脱炭素施策の実行促進に向けては、計画策定等へのプッシュ型の支援を行う人材の育成を含め、中間支援体制の構築が不可欠。環境省地方環境事務所、都道府県、地球温暖化防止活動推進センター、脱炭素まちづくりアドバイザー等の既存の支援枠組みの成果等も踏まえつつ、地域共生型再エネの導入を含む脱炭素施策の実行を支援する中間支援のモデル事業を実施しながら、地域金融機関・公立大学などの専門的知見やネットワークの活用も含め、中間支援体制の在り方を検討する。

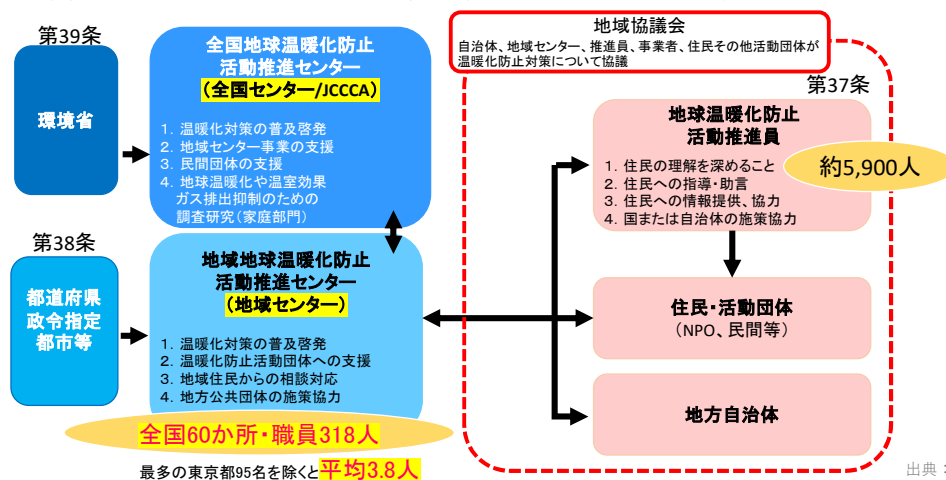
出典：上記検討会サイトより抜粋

11

地球温暖化防止活動推進センター

■ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発・民間活動支援制度

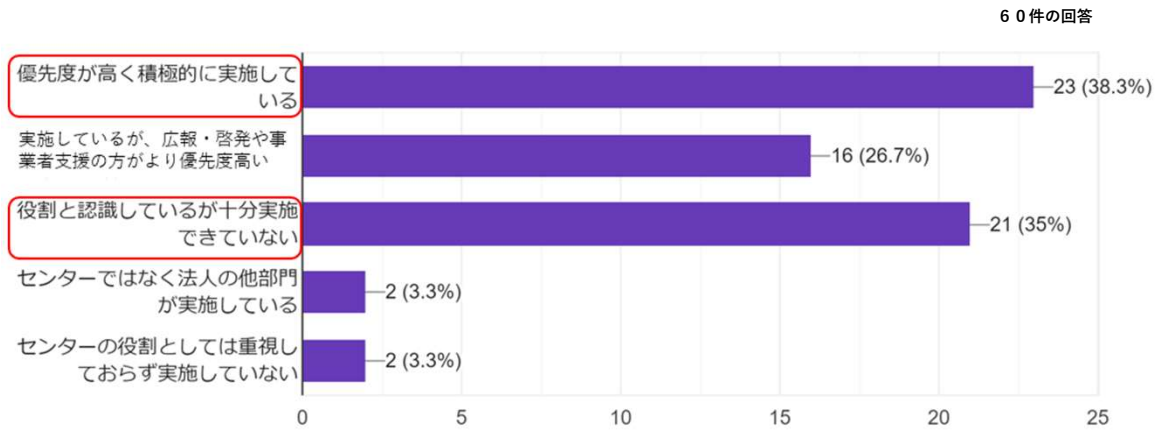
- ・ 地球温暖化防止活動推進員 37条 都道府県知事・指定都市長が委嘱
- ・ 地域センター 38条 都道府県知事・指定都市長が指定
- ・ 全国センター 39条 環境大臣が1カ所指定（一般社団法人地球温暖化防止全国ネット）



出典：JCCA提供資料に加筆

12

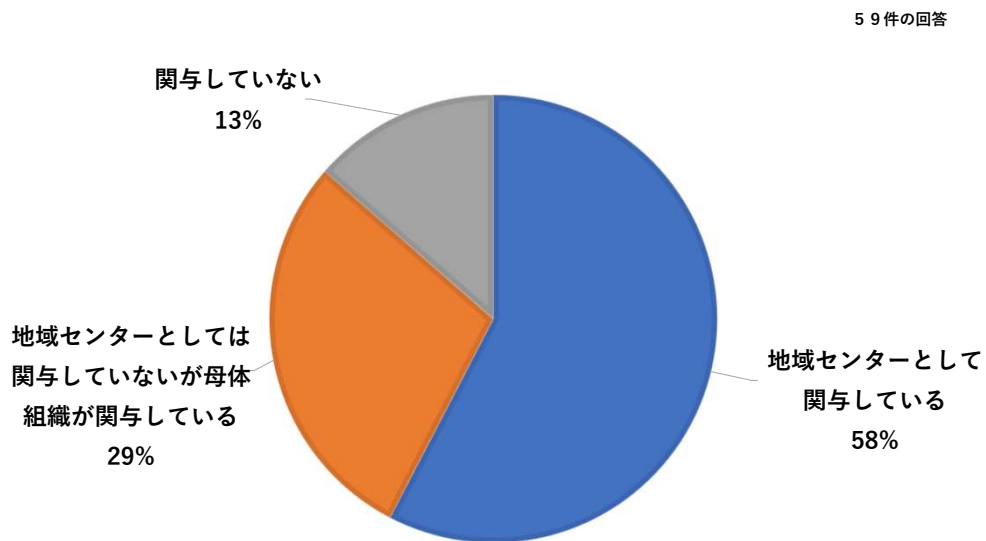
地域センターによる基礎自治体支援の状況



出典：JCCCAによる2023年8月現在の調査結果速報値（今後修正される可能性あり）

13

地域センターの基礎自治体実行計画（区域施策編）への関与



出典：JCCCAによる2023年8月現在の調査結果速報値（今後修正される可能性あり）

14

地域センターの役割

温対法第7章 地球温暖化の普及啓発等 第38条 (要件抜粋)

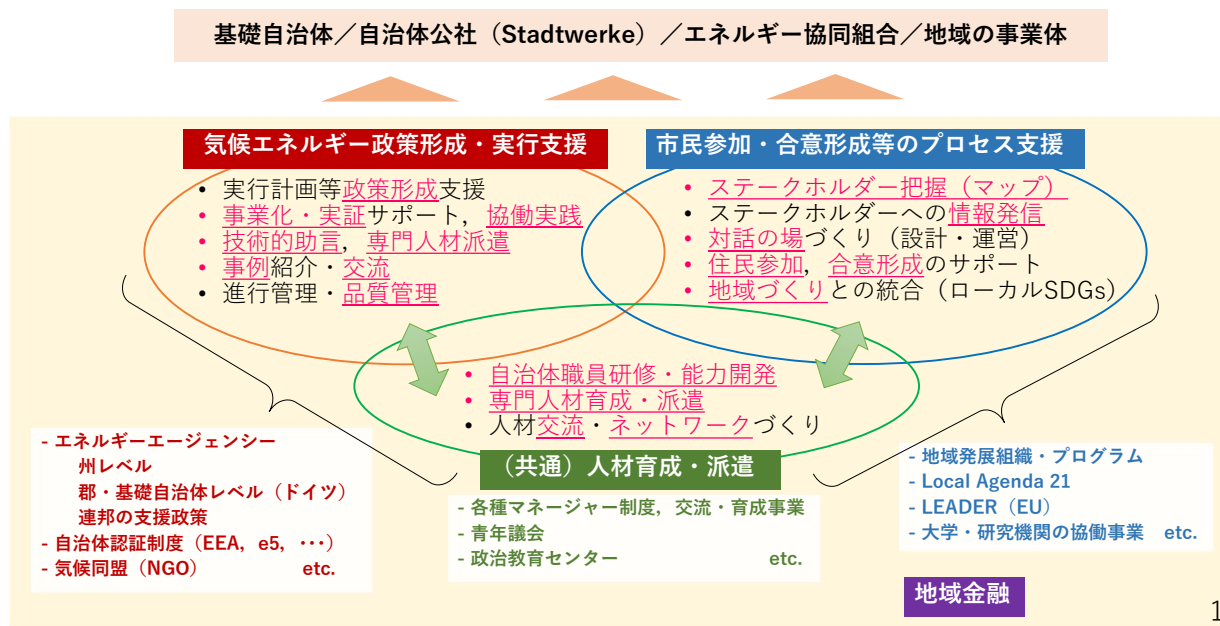
1. 地球温暖化の現状・対策の重要性, 排出削減等についての 事業者・住民に対する啓発・広報活動, 推進員・民間団体の活動支援
2. 日常生活における排出削減に関する 相談・照会対応, 助言
3. 日常生活における排出実態に関する 調査、情報・資料の分析
4. 住民活動の促進に向けて、3の分析結果を 情報提供
5. 地方公共団体実行計画の達成のために 指定元自治体の施策に協力
6. その他附帯事業
7. (都道府県センターのみ) 管内の市センターとの連絡調整

- 2021年改正で 事業者 を対象として追加したが、骨格は1998年の法制定時 (啓発 = イベントや環境家計簿の時代) のもので、現在の 地域 (とりわけ基礎自治体) のニーズ に対応していない。
- 他方、基礎自治体の政策形成支援 や、コミュニケーション力に基づく 地域のステークホルダーの協力の結集・仕組みづくり 等、自治体のパートナー として欠かせない存在のセンターも存在。

➡ 現在のトップランナーセンターの活動や欧州の経験を基に、地域のニーズに応える中間支援機能の制度化 (法改正) が望まれる。

15

欧州に学ぶ重層的な中間支援機能



16

課題・論点

1. 取組深度に応じた支援体系

- ✓ 地域発展・振興策としての気候エネルギー政策への転換 ↔ 政策優先度の低さ
- ✓ 品質管理の導入・進捗の可視化（対策カタログ・チェックリスト+外部評価）
- ✓ 自治体のステップアップを伴走する仕組み ↔ 自助努力ありき
- ✓ 市町村支援に関する国と都道府県の役割分担の明確化
- ✓ 脱炭素・事業推進とリスクコミュニケーション・受容性等で異なる専門性

2. 地域ごとの中間支援「組織」の必要性

- ✓ ナレッジ・ノウハウを地域に集積する仕組み ↔ 域外コンサル依存, 行政の異動リスク
- ✓ 地域固有の文脈の尊重・オーナーシップ
- ✓ 脱炭素の長い道のりを伴走し, 体質改善に寄り添う「家庭医のような関係」 ↔ 一過性の補助事業
- ✓ 専門人材の安定雇用, 継続派遣を可能とする仕組み ↔ 外部人材への依存
- ✓ 地域・民間を支援する立ち位置（継続性, 専門性, 公益性の担保） ↔ 民業（コンサル）との競合

3. 住民参加・内発的な地域づくりへの統合

- ✓ 誰が合意形成に参加するのか
 - ✓ 地域発展・将来像との統合
- 「気候民主主義」の主流化
- 法的存在としての温暖化防止センターの再設計を!!